

計画部会設置要綱（平成 17 年 9 月 7 日国土審議会決定）の改正について

1．改正の目的

国土形成計画法第 6 条第 7 項の規定により、全国の区域について定める国土形成計画は、国土利用計画法第 4 条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画（国土利用計画）と一体のものとして定めなければならないとされていることから、両者を一体的に調査・審議するための体制整備を図るものである。

2．改正の概要

計画部会の任務について、全国の区域について定める国土利用計画に関し必要な事項についての調査審議を加える（要綱第 2 関係）。

（参 考）

国土形成計画法（抜粋）

第六条

7 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。

国土利用計画法（抜粋）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

計画部会設置要綱（平成十七年九月七日国土審議会決定）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（任務） 2 部会は、全国の区域について定める国土利用計画及び国土形成計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。</p> | <p>（任務） 2 部会は、全国の区域について定める国土形成計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。</p> |

計画部会設置要綱（案）

平成 17 年 9 月 7 日国土審議会決定
最終改正 平成 17 年 12 月 日国土審議会決定

（設置）

- 1 国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に計画部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、全国の区域について定める国土利用計画及び国土形成計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（専門委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に、委員長を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則（平成 17 年 9 月 7 日国土審議会決定）

この要綱は平成 17 年 月 日から施行する。

附則（平成 17 年 12 月 日国土審議会決定）

改正後のこの要綱は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 17 年政令第号）の施行の日から施行する。